

外国人受入環境整備交付金交付要綱の改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>(通則)</p> <p>第1 外国人受入環境整備交付金(以下「交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>2 この要綱に基づく交付金の交付に関しての細部については、別に定める外国人受入環境整備交付金取扱要領(以下「取扱要領」という。)による。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第6 交付金の交付額は、交付対象の長からの申請内容(交付対象において予定する事業の内容及び支出予定額。以下同じ。)を踏まえ、予算の範囲内で交付金事業のために真に必要とする経費について決定する。</p> <p>(1) 整備事業に係る交付限度額等 整備事業の交付対象ごとの交付金の交付限度額及び交付率については、別表1のとおりとする。ただし、過去に整備事業に係る交付金の交付を受けたことのある交付対象については、法務大臣が特別の事情があると認める場合に限り、交付する。この場合において、交付限度額については、過去の交付額を含めて算出するものとする。</p> <p>(2) 運営事業に係る交付限度額等 運営事業の年度ごとの交付金の交付限度額及び交付率については、別表2のとおりとする。 なお、予算の範囲内で交付金事業のために真に必要とする経費について決定するに当たり、別途取扱要領に定める基準額を考慮するものとする。</p> <p>(3) その他 一つの交付対象が単独方式及び共同方式の両方で交付金事業を行う場合の交付限度額は、当該交付対象の単独方式の交付限度額とする。</p> <p>2 申請数が増加した場合又は一元的相談窓口体制の設置・拡充若しくは運営の状況等によって必要がある場合には、法務大臣は、予算の範囲内で、交付限度額を変更することができる。</p> <p>3 申請内容に対象外経費が含まれることが明らかになった場合は、経費の全部又は一部について交付金の交付を認めない。</p>	<p>(通則)</p> <p>第1 外国人受入環境整備交付金(以下「交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>2 この要綱に基づく交付金の交付に関しての細部については、別に定める外国人受入環境整備交付金取扱要領による。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第6 交付金の交付額は、交付対象の長からの申請内容(交付対象において予定する事業の内容及び支出予定額。以下同じ。)を踏まえ、予算の範囲内で交付金事業のために真に必要とする経費について決定する。</p> <p>(1) 整備事業に係る交付限度額等 整備事業の交付対象ごとの交付金の交付限度額及び交付率については、別表1のとおりとする。ただし、過去に整備事業に係る交付金の交付を受けたことのある交付対象については、法務大臣が特別の事情があると認める場合に限り、交付する。この場合において、交付限度額については、過去の交付額を含めて算出するものとする。</p> <p>(2) 運営事業に係る交付限度額等 運営事業の年度ごとの交付金の交付限度額及び交付率については、別表2のとおりとする。</p> <p>(3) その他 一つの交付対象が単独方式及び共同方式の両方で交付金事業を行う場合の交付限度額は、当該交付対象の単独方式の交付限度額とする。</p> <p>2 申請数が増加した場合又は一元的相談窓口体制の設置・拡充若しくは運営の状況等によって必要がある場合には、法務大臣は、予算の範囲内で、交付限度額を変更することができる。</p> <p>3 申請内容に対象外経費が含まれることが明らかになった場合は、経費の全部又は一部について交付金の交付を認めない。</p>

改正後

(別表1)

整備事業の交付限度額及び交付率

1 都道府県

方式	対象経費	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	1,000万円	1/2
共同方式 (市町村と共同で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	1,000万円	10/10

(注1) 一つの都道府県が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方を合わせて1,000万円とする。

(注2) 単独方式及び共同方式に係る交付金は、相互に流用してはならない。

現行

(別表1)

整備事業の交付限度額及び交付率

1 都道府県

方式	対象経費	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	1,000万円	10/10
共同方式 (市町村と共同で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 等	1,000万円	10/10

(注1) 一つの都道府県が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方を合わせて1,000万円とする。

(注2) 単独方式及び共同方式に係る交付金は、相互に流用してはならない。

改正後

(別表1)

2 市町村

方式	対象経費	区分	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 	外国人住民数が5,000人以上の市町村	1,000万円	1/2
		外国人住民数が1,000人以上5,000人未満の市町村	500万円	
		外国人住民数が500人以上1,000人未満の市町村	300万円	
		外国人住民数が500人未満の市町村	200万円	
共同方式 (他の市町村と共同で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 	参加市町村の外国人住民数の総合計が5,000人以上	1,000万円	10/10
		参加市町村の外国人住民数の総合計が1,000人以上5,000人未満	500万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が500人以上1,000人未満	300万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が500人未満	200万円	

(注1) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 一つの市町村が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方式を合わせて単独方式の交付限度額とする。

(注3) 単独事業及び共同事業に係る交付金は、相互に流用してはならない。

現行

(別表1)

2 市町村

方式	対象経費	区分	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 	外国人住民数が5,000人以上の市町村	1,000万円	10/10
		外国人住民数が1,000人以上5,000人未満の市町村	500万円	
		外国人住民数が500人以上1,000人未満の市町村	300万円	
		外国人住民数が500人未満の市町村	200万円	
共同方式 (他の市町村と共同で一元的相談窓口を設置・拡充する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・機器購入等経費 ・窓口整備経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の整備経費 	参加市町村の外国人住民数の総合計が5,000人以上	1,000万円	10/10
		参加市町村の外国人住民数の総合計が1,000人以上5,000人未満	500万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が500人以上1,000人未満	300万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が500人未満	200万円	

(注1) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 一つの市町村が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方式を合わせて単独方式の交付限度額とする。

(注3) 単独事業及び共同事業に係る交付金は、相互に流用してはならない。

改正後

(別表2)

運営事業の交付限度額及び交付率

1 単独方式

対象経費	区分	交付限度額	交付率
・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的 相談窓口の運営経費 等	外国人住民数が 20,000人以上の団体	1,000万円	1/2
	外国人住民数が 10,000人以上20,000 人未満の団体	900万円	
	外国人住民数が 5,000人以上10,000 人未満の団体	800万円	
	外国人住民数が 2,000人以上5,000人 未満の団体	500万円	
	外国人住民数が 1,000人以上2,000人 未満の団体	300万円	
外国人住民数が 1,000人未満の団体	200万円		

(注1) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 単独方式で一元的相談窓口を運営する市町村は、弁護士等の専門家に依頼する研修経費を交付対象外とする。

(注3) 単独方式で一元的相談窓口を運営する外国人住民数が5,000人未満の市町村は、電話通訳サービスに類する多言語対応経費及び弁護士等の専門家に依頼する相談経費を交付対象外とする。

現行

(別表2)

運営事業の交付限度額及び交付率

1 都道府県

方式	対象経費	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談 窓口の運営経費 等	1,000万円	1/2
共同方式 (市町村と共同で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談 窓口の運営経費 等	1,000万円	1/2

(注1) 一つの都道府県が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方式を合わせて1,000万円とする。

(注2) 単独方式及び共同方式に係る交付金は、相互に流用してはならない。

改正後

(別表2)

2 共同方式

対象経費	区分	交付限度額	交付率
・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費 等	外国人住民数の総合計が <u>20,000人以上</u>	1,200万円	1/2
	外国人住民数の総合計が <u>10,000人以上20,000人未満</u>	1,080万円	
	外国人住民数の総合計が <u>5,000人以上10,000人未満</u>	960万円	
	外国人住民数の総合計が <u>2,000人以上5,000人未満</u>	600万円	
	外国人住民数の総合計が <u>1,000人以上2,000人未満</u>	360万円	
	外国人住民数の総合計が <u>1,000人未満</u>	240万円	

(注1) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 一つの交付対象が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方を合わせて単独方式の交付限度額とする。

(注3) 単独事業及び共同事業に係る交付金は、相互に流用してはならない。

現行

(別表2)

2 市町村

方式	対象経費	区分	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費 等	外国人住民数が <u>5,000人以上</u> の市町村	1,000万円	1/2
		外国人住民数が <u>1,000人以上5,000人未満</u> の市町村	500万円	
		外国人住民数が <u>500人以上1,000人未満</u> の市町村	300万円	
		外国人住民数が <u>500人未満</u> の市町村	200万円	
共同方式 (他の市町村と共同で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費 等	参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>5,000人以上</u>	1,000万円	1/2
		参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>1,000人以上5,000人未満</u>	500万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>500人以上1,000人未満</u>	300万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が <u>500人未満</u>	200万円	

(注1) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 一つの市町村が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方を合わせて単独方式の交付限度額とする。

(注3) 単独事業及び共同事業に係る交付金は、相互に流用してはならない。

(注4) 単独方式で一元的相談窓口を運営する外国人住民数が5,000人未満の市町村は、電話通訳サービスに類する多言語対応経費を交付対象外とする。